

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
佐和田体育館	佐渡市河原田本町 397番地	運動場	1,877.00	平成27年3月31日
羽茂体育館	佐渡市本郷517番地 の3	体育館	892.66	